（準特定地域）

第五条　法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
（略）	（略）	（略）
六　近畿運輸局長	（略）	（略）
	「湖北交通圏」	平成二十七年十月一日から平成三十年九月三十日まで
	「奈良市域交通圏」	平成三十年七月一日から平成三十二年九月三十日まで
（略）	（略）	（略）

（準特定地域）

第五条　法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
（略）	（略）	（略）
六　近畿運輸局長	（略）	（略）
	「湖北交通圏」	平成二十七年十月一日から平成三十年九月三十日まで
（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、平成三十年七月一日から施行する。

○気象庁告示第五号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第十条の二第一号ロの規定に基づき、気象業務法施行規則第十条の二第一号ロの計算方法を定める件（平成十九年気象庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

気象庁長官　橋田　俊彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　計算の入力値 地震動の震度及び到達時刻の予想に係る計算の入力値は、次に掲げるものとする。 ア　気象庁が提供する予報資料のうち次に掲げるもの （略） イ・ウ　（略） エ　気象庁が提供する予報資料のうち、実時間震度（時間的に変化する地震動の強さを観測点ごとに逐次算出した値であって、同一の地震において地震動が継続している間の最大値がその観測点における計測震度に近似するものをいう。以下同じ。）の時点最大値（アに掲げる地震の発生時刻から当該地震に対して気象庁が提供する予報資料の発表時刻までにおける最大値をいう。以下同じ。）を、以下の方法により硬質地盤上における計測震度相当値に換算した値 (1)　次式により、実時間震度を算出する観測点（以下「実時間震度観測点」という。）における地震動の最大速度振幅の時点最大値PGV_{obs}（cm／s）を求める。 $$PGV_{obs}=10^{\frac{I_{Tobs}-2.68}{1.72}}$$ I_{Tobs}：実時間震度観測点における実時間震度の時点最大値	一　計算の入力値 地震動の震度及び到達時刻の予想に係る計算の入力値は、次に掲げるものとする。 ア　気象庁が提供する予報資料（以下単に「予報資料」という。）のうち次に掲げるもの （略） イ・ウ　（略） （新設）